

## 令和8年度 給与支払報告書の提出について

特別徴収義務者の皆様におかれましては、那覇市への給与支払報告書（総括表及び個人別明細書）の提出をお願いします。

## 総括表 記載例

## ○ 給与支払報告書提出時のお願い

- 令和8年度給与支払報告書の提出期限は令和8年2月2日（月）です。期限内の提出をお願いします。
- 昨年度、那覇市へ給与支払報告書の提出があった事業所については、総括表を12月中に送付いたします。記載例を参考に記入してください。
- 給与支払報告書は正本1部のみ提出して下さい（副本の提出は不要です）。個人別明細書は右図のように、特別徴収分、普通徴収分の順で並べて下さい。
- 提出の対象者は令和8年1月1日現在、那覇市に住所のある方で令和7年中に給与等の支払を受けた全ての方です。正社員・アルバイト等の就労形態、支払金額の多少、個人で確定申告をするかどうかにかかわらず全て提出して下さい。
- 令和7年中に退職された方については、退職時の住所地の市町村に提出して下さい。支払金額が30万円以下の退職者でも適正課税の観点から提出にご協力下さい。
- 個人事業主の場合は、本人確認も必要となりますので、「マイナンバーカード」または、「マイナンバーの通知カードと身分証明書(顔写真付きは1点、それ以外は2点)」を窓口で提示するか、郵送の場合はその写しを添付して下さい。
- 報告人数が0人の場合は、給与支払報告書を提出する必要はありません。
- 追加・訂正で再度提出する場合は那覇市用の総括表を那覇市のホームページから印刷してください。その際には、総括表の左上に「追加（訂正）分」と朱書きし、特別徴収義務者指定番号の記入をお願いします。また、訂正分の場合は個人別明細書の摘要欄にも「訂正分」と記入して下さい。
- 令和8年度給与支払報告書の提出後、4月1日（水）までに転勤・退職等があった場合は、4月15日（水）までに「給与所得者異動届出書」を提出して下さい。（ただし、異動者が令和7年度に特別徴収の対象者となっている場合は、異動のあった日の翌月10日までに「給与所得者異動届出書」を提出して下さい。）

## ○ 総括表の記入について

- 平成29年度から特別徴収義務者の法人番号または個人番号(マイナンバー)の記入が始まっております。**
- 印字された所在地、名称等に変更がある場合は、総括表右面に記入して下さい。
- 「報告人員」のうち、普通徴収対象者がいる場合は、下段の「普通徴収切替理由書」欄に、理由毎の内訳人数も記入して下さい。
- 「連絡者の係・氏名・電話番号」の記入をお願いします。

那覇市 給与支払報告書の提出について

検索

問合せ・ 提出先	〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所 3階 市民税課 ※郵送の際は宛先の後に「 <b>給報在中</b> 」と記入をお願いします。 TEL : 098-861-3328 FAX : 098-862-4258
-------------	---



令和8年度 給与支払報告書(総括表) 令和8年1月13日提出																
給与の支払期間		令和年 月分から			月分まで											
給与支払者の個人番号または法人番号		9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7		
特別徴収義務者の所在地 (住所)	〒900-0021 那覇市泉崎1丁目1番1号															
	株式会社 なは															
報告人員	特別徴収対象者		29人													
	普通徴収対象者 (退職者)		3人													
報告人員	普通徴収対象者 (退職者を除く)		1人													
	報告人員の合計		33人													
提出期限 令和8年2月2日	給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		代表取締役社長 那覇 太郎											所轄税務署名	那覇税務署	
	連絡者の氏名 所属課係名 電話番号		総務課 給与係 氏名 比嘉 (電話) 861-3328 内線 111											給与の支払方法 及び その期日	毎月20日	
関与税理士等の氏名 及び電話番号		氏名 那覇会計事務所 (電話) 098-867-0111(金城)											納入書の送付	必要・不要		

## 普通徴収切替理由書 (普通徴収する人数の内訳)

略号	普通徴収とする理由(下記a~f以外の理由は切替不可)	人数
a	常時2人以下の家事使用人のみの事業所	人
b	給与の支給期間が1月を超える者(給与の支払いが不定期の者を含む)	人
c	退職者または休職者(5月31日までに退職または休職する予定の者を含む)	3人
d	税額が給与額を上回るため、給与から天引きできない者	人
e	乙欄適用者(他の事業所で特別徴収される者)	1人
f	事業専従者(青色申告者の専従者は源泉徴収の義務があるため除く)	人
合計		4人

